

川崎市公告第641号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年 2月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 廃蛍光管運搬・処理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1ほか9か所
- (3) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 業務概要 本業務は、本市で回収された廃蛍光管を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、無害化及び再資源化を行い適正に処理するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 令和5年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、廃蛍光管の運搬・処理業務の契約実績を有する者
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に該当する協力会社等で運搬が可能であること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市役所本庁舎20階 環境局施設部処理計画課
担当 橋本
電話 044-200-2588（直通）
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和8年2月26日（木）から令和8年3月5日（木）9時から17時まで
（土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く）
- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）

(4) 提出書類

- ア 上記 2 (4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記 2 (5)の許可証の写し
- ウ 上記 2 (6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出したのものには、確認通知書等を令和 8 年 3 月 9 日（月）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記 3 (1)に同じ
- (2) 交付日時 令和 8 年 3 月 9 日（月） 9時から 17時まで
（12時から13時の間は除く）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 11 日（水） 9時から 17時まで
（土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く）

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和 8 年 3 月 12 日（木）に全ての入札参加者へ電子メールにて送付します。

ただし、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札・開札の日時 令和 8 年 3 月 16 日（月） 9時 30分
- イ 入札・開札の場所 川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(3) 入札書の提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

(4) 入札金額

入札金額は各単価の合計額（税抜）とします

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 10% とします。

ただし、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記 3 (1) に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 8 年 3 月頃)を要します。